

北名古屋衛生組合障害者活躍推進計画

令和 7 年 4 月 1 日
北名古屋衛生組合管理者

北名古屋衛生組合障害者活躍推進計画は、障害者の雇用の推進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づいて定められた「障害者活躍推進計画作成指針」に即して、北名古屋衛生組合管理者が策定する障害者活躍推進計画です。令和 2 年 4 月に障害者活躍推進計画を策定し、令和 6 年度末で計画期間が終了し、次期計画を策定しましたので公表します。

北名古屋衛生組合障害者活躍推進計画

機関名	北名古屋衛生組合
任命権者	北名古屋衛生組合管理者
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日（5年間）
北名古屋衛生組合における障害者雇用に関する課題	北名古屋衛生組合においては、職員数5名程度の小規模な機関であり、計画期間中の職員の採用を考えていないため、障害者の雇用に関しては困難であるが、今後、中途障害者となる職員が在籍することも考えられるため、組織的な体制整備が必要となる。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する
②定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進員として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、回覧等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	※ 現に身体障害者である職員が在職していないため記載なし。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	※ 事業規模縮小により今後も相当期間職員を採用する見込みがないため記載なし。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。